

新潟県選挙管理委員会規程第5号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年5月7日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後			改 正 前		
別表第1（病院）			別表第1（病院）		
市区町村名	病院の名称	所在地	市区町村名	病院の名称	所在地
(略)			(略)		
小千谷市	(略)	(略)	小千谷市	老人保健施設 春風堂	小千谷市大字山 谷1635-100
	(略)	(略)			
(略)			(略)		
別表第2（老人ホーム）			別表第2（老人ホーム）		
市区町村名	老人ホームの名称	所在地	市区町村名	老人ホームの名称	所在地
(略)			(略)		
新潟市東区	(略) ラゾス新潟東	(略) 新潟市東区中野 山4丁目16-13	新潟市東区	(略) ケアハウス サン ライフ中野山	(略) 新潟市東区中野 山4丁目16-13
	(略)	(略)		(略)	(略)
(略)			(略)		
小千谷市	(略) 特別養護老人ホー ム 春風堂	(略) 小千谷市大字山 谷1635-100	小千谷市	(略)	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)
(略)			(略)		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。